

# ハローワーク 京都だより

平成25年

# 11月

No.181 (通巻215号)  
昭和51年6月創刊

## 労働市場ニュース



も  
く  
じ

新規高等学校卒業予定者企業説明会のご案内	1
「若者応援企業宣言」をしませんか?	2
キャリアアップ助成金について	3
電子申請ご利用のおすすめ	5
電子申請ができる雇用保険関係手続	6
派遣労働者セミナーを開催します	7
高度な技術・豊富な経験・豊富なスキルの人材の宝庫!! 「京都人材銀行」	8
雇用調整助成金の支給要件の変更について	9
労働保険の成立手続はお済みですか	11
9月から労災保険の特別加入者の給付基礎日額の選択の幅が広がりました	12
京都府の最低賃金	13
京都府の雇用失業情勢	15



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク

京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

# 新規高等学校卒業予定者企業説明会のご案内

## 京都府南部地域・京都府北部地域

平成26年3月新規高等学校卒業者の就職状況につきましては、求人は改善傾向にあるものの、希望職種とのミスマッチや地域により厳しい状況が予想されます。

このため、就職を希望する生徒達に企業からの活きた情報が直接伝わるよう、職業安定機関と教育機関との連携により「企業説明会」を開催いたします。

### 京都府南部地域（京都駅前会場）

日時 平成25年11月22日（金） 14時00分から17時00分  
場所 マリアージュグランデ（京都市南区烏丸八条角 アバンティ 8F）

### 京都府北部地域（福知山会場）

日時 平成25年11月12日（火） 13時15分から16時30分  
場所 マリアージュ福知山（福知山市駅南町3-52）

### 対象生徒

平成26年3月高等学校卒業予定者

### 主催

京都労働局・ハローワーク、京都府・京都府教育委員会、京都市教育委員会

### 内容

- 参加企業の求人一覧表を会場で配布し、参加生徒が求人内容や参加企業等の情報を収集するため参加企業のブースを自由に訪問します。
- 当日は面接会ではなく、企業の情報収集の場であるため、企業は求人内容や自社の説明及び生徒からの質問に対応いただきます。
- 北部会場では、参加企業から生徒向け企業プレゼンテーションを行っていただきます。

### 参加企業要件

京都府内に事業所と人事採用権があり、就業場所も京都府内であることを優先します。

### 参加申込み期限

京都駅前会場・・・ 11月7日（木）  
福知山会場・・・ 10月28日（月）（参加企業の募集は、締め切らせていただきました。）

### 参加申込み方法

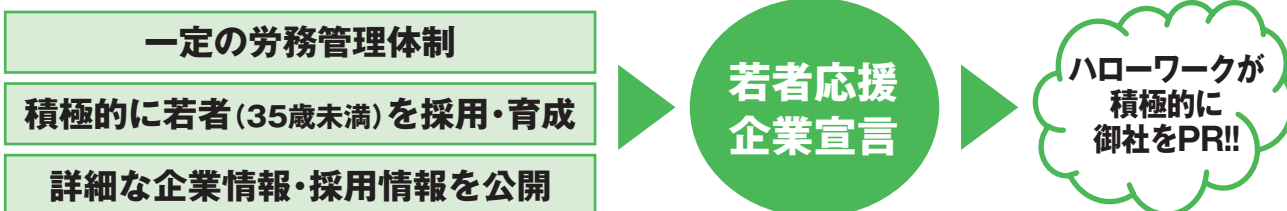
管轄のハローワークへお申し込みください。  
※定員に達し次第、締め切らせていただきます。

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま

# 『若者応援企業宣言』をしませんか？

## 「若者応援企業宣言」事業とは…

一定の労務管理体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。



## 「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。（※1）

（※1）ただし、使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

## どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人(※2)をハローワークに提出すること
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
3	右の就職関連情報を開示していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・社内教育、キャリアアップ制度等</li> <li>・過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況</li> <li>・過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況</li> <li>・前年度の有給休暇および育児休業の実績</li> <li>・前年度の所定外労働時間(月平均)の実績</li> </ul>
4	労働関係法令違反を行っていないこと
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7	助成金の不支給措置を受けていないこと

（※2）正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。派遣求人（特定労働者派遣求人は除く）や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。

お問い合わせ先：最寄りのハローワークへ



# 有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者等の 企業内でのキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

## キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度を創設しました。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

助成内容		助成額 ( )額は大企業の額(短時間正社員制度は大規模事業主)
正規雇用等 転換コース (※1)	正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」といいます)する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円(30万円) ②有期→無期：1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規：1人当たり20万円(15万円) <1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円を加算(加算額は中小企業・大企業ともに同額)
人材育成 コース	有期契約労働者等に ●一般職業訓練(Off-JT) または ●有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練)を行った場合に助成	●Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円(500円) 経費助成：上限20万円(15万円) ●OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円(700円) <1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円>
処遇改善 コース	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成	1人当たり1万円(0.75万円) <1年度1事業所当たり100人まで> 「職務評価」の手法を活用した場合、1事業所当たり10万円(7.5万円)上乘せ
健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円) <1事業所当たり1回のみ>
短時間正社員 コース (※2)	短時間正社員制度を規定し、①雇用する労働者を短時間正社員に転換し、または、②短時間正社員を新規で雇い入れた場合に助成	1人当たり20万円(15万円) <短時間労働者の週所定労働時間延長コースの人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算(加算額は中小企業・大企業ともに同額)
短時間労働者の 週所定労働時間 延長コース (※3)	週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円(7.5万円) <短時間正社員コースの人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで>

- ※1・「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。  
・派遣労働者の場合、派遣元事業主で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成します。  
・無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限ります(5%の算出方法は、標準的な方法を設定した上で柔軟に対応)。なお、短時間正社員に転換等した場合は対象外となります(短時間正社員コースにより助成します)。
- ※2 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。
- ※3 社会保険の適用基準を満たす労働時間まで延長し、労働者の能力のさらなる活用につなげることを目的としています。

**活用に当たっては、ガイドラインに沿って、「キャリアアップ管理者の配置」、  
「キャリアアップ計画の作成」が必要です。詳細は次頁をご覧ください。**

お問い合わせ先：京都労働局助成金センター ☎ 075-241-3269 又は 最寄りのハローワークへ

## 「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」の主な内容

(助成制度を活用する上で、配慮するよう努めることが望ましい事項)

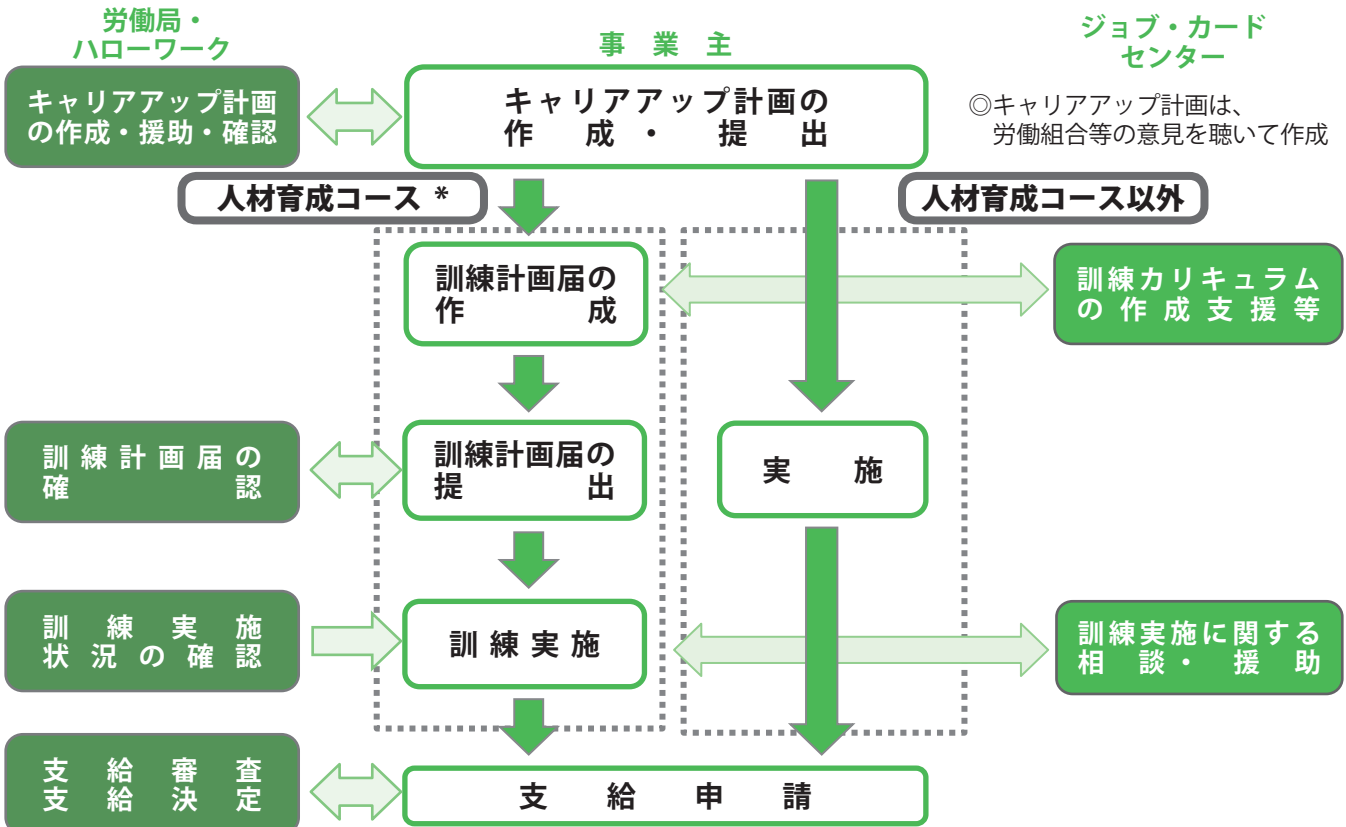
キャリアアップに向けた管理体制の整備	●有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む人を「キャリアアップ管理者」として位置付け
計画的なキャリアアップの取り組みの推進	●キャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため「キャリアアップ計画」を作成
正規雇用・無期労働契約への転換	●有期労働契約から正規雇用・無期労働契約への転換、無期労働契約から正規雇用への転換の促進、無期転換後の処遇への配慮、正規雇用転換制度の対象者の範囲・方法・評価基準などの設定への配慮
人材育成	●職業能力や希望するキャリアパスに応じた計画的な教育訓練などの実施(目標の明確化) ●若者に対するジョブ・カード制度を活用した実践的な教育訓練の実施、成長分野の事業主による積極的な教育訓練の実施
処遇改善	●職務分析・職務評価の手法、ジョブ・カードや職業能力評価基準などの活用等による職務の内容や職業能力の評価、職務の内容などを踏まえた処遇への反映
その他	●法定外健康診断の導入、短時間正社員 <sup>(注)</sup> への移行など、短時間労働者の希望に応じた社会保険適用に向けた所定労働時間の拡大 (注) 通常の労働者と比べ所定労働時間が一定程度短い正規雇用の労働者をいう。

これらを実施

## 企業内でのキャリアアップを促進するための包括的な助成制度 『キャリアアップ助成金』を活用！

### 受給までの流れ

(※)「有期実習型訓練」を実施する場合、訓練対象者に「ジョブ・カード」の交付が必要です。ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよび交付は、ハローワーク、ジョブ・カードセンター等で実施しています。



お問い合わせ先：京都労働局助成金センター ☎ 075-241-3269 又は 最寄りのハローワークへ



## 電子申請ご利用のおすすめ

事業主が雇用する労働者に関して雇用保険関係手続を行う場合、各種届出書を公共職業安定所長に提出する必要があります。

提出方法には、ハローワーク窓口書類を提出していただく方法に加えて、インターネットによる「電子申請」があります。ぜひ電子申請をご利用ください。

### 電子申請のメリット

- 365日、24時間いつでも申請できます。
- 自宅やオフィスのパソコンなど、どこからでも申請できます。
- チェック機能があるので、事前に記入ミスを防止できます。
- 時間やコストの節減になります。



### 電子申請は e-Gov から行います

e-Gov（イーガブ）とは、総務省がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請・届出などの手続がオンラインで行えます。  
(<http://www.e-gov.go.jp/>)

### 電子申請に必要なもの・・・電子署名

e-Govで雇用保険関係手続の電子申請を行うには、「電子署名」が必要です。このため、あらかじめ、「電子証明書」を入手していただく必要があります。

雇用保険関係手続に利用できる電子証明書を発行している機関（認証局といいます）については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

【厚生労働省トップページ・厚生労働省からのご案内】 <http://www.mhlw.go.jp/>

「申請・募集・情報公開」電子申請（申請・届出等の手続案内）

→ 電子申請に利用可能な民間認証局「認証局と手続区分・事業所形態の対応表」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsei\\_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku\\_taiouhyou.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf)

(※)「電子署名」、「電子証明書」とは？

「電子署名」は、書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続上にて行うものです。

「電子証明書」は、いわば印鑑証明のようなものです。



## 電子申請ができる雇用保険関係手続

電子申請ができる雇用保険関係手続は、以下のとおりです。

- 1 雇用保険適用除外申請書
- 2 雇用保険被保険者資格取得届
- 3 雇用保険被保険者資格喪失届
- 4 雇用保険被保険者証の再交付の申請
- 5 雇用保険被保険者転勤届
- 6 雇用保険被保険者氏名変更届
- 7 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書／所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出
- 8 雇用保険の事業所設置の届出
- 9 雇用保険の事業所廃止の届出
- 10 雇用保険の事業所の各種変更の届出
- 11 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届
- 12 未支給の雇用保険失業等給付（求職者給付・就職促進給付）の請求
- 13 雇用保険の公共職業訓練等受講届及び同通所届
- 14 雇用保険受給資格者氏名・住所変更届
- 15 雇用保険傷病手当の申請
- 16 雇用保険就業促進手当（再就職手当）の申請
- 17 雇用保険就業促進手当（常用就職支度手当）の申請
- 18 雇用保険移転費の申請
- 19 雇用保険広域求職活動費の申請
- 20 雇用保険教育訓練給付（教育訓練給付金）の申請
- 21 高年齢雇用継続基本給付の申請
- 22 雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請
- 23 雇用保険育児休業給付（育児休業給付金）の申請
- 24 雇用保険育児休業給付（育児休業者職場復帰給付金）の申請
- 25 雇用保険介護休業給付（介護休業給付金）の申請
- 26 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認
- 27 雇用保険被保険者離職票の再交付の申請
- 28 就業促進手当（就業手当）の申請
- 29 受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請

お問い合わせ先：京都労働局職業安定課 ☎ 075-241-3268 又は 最寄りのハローワークへ

# 派遣労働者セミナーを開催します

労働者派遣で働いている方、労働者派遣で働こうと考えている方を対象に、派遣労働に当たっての知識・仕組み（労働者派遣制度、労働基準法令、労働・社会保険の適用等）、求人票の見方などに関するセミナーを開催します。

- ◆ **日時等**

第1回	平成25年	11月21日（木）	午後2時～3時	京都労働局
第2回	平成25年	12月9日（月）	午前9時～10時	京都労働局
第3回	平成25年	12月9日（月）	午後2時～3時	京都労働局
※第4回	平成25年	12月12日（木）	午後2時～3時	福知山公共職業安定所
第5回	平成26年	1月17日（金）	午後2時～3時	京都労働局
第6回	平成26年	1月29日（水）	午前9時～10時	京都労働局
第7回	平成26年	2月17日（月）	午後2時～3時	京都労働局
  
- ◆ **場所**

第1回・第6回・第7回は、京都労働局 6階「中3会議室」  
第2回・第3回・第5回は、京都労働局 6階「中2会議室」  
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451  
（京都市営地下鉄烏丸線「烏丸御池」下車 2番出口徒歩3分）  
※第4回は、福知山公共職業安定所2階会議室  
福知山市東羽合町37（JR福知山駅下車 徒歩5分）
  
- ◆ **内容**
  - ① 労働者派遣制度について
  - ② 派遣労働者として働くときに気をつけること
  - ③ 質疑・相談
  
- ◆ **対象者**

京都府内にお住まいの方で、

  - ① 労働者派遣で働いている方
  - ② 労働者派遣で働こうと考えている方
  - ③ 労働者派遣制度等について知りたい方
  
- ◆ **申込み**

ご希望の方は開催日の1週間前までに、お電話にて下記まで申込み下さい。  
各回の定員は24名です。（先着順）  
受講料は無料です。

お問い合わせ・申込み先：京都労働局需給調整事業課 ☎ 075-241-3225



ハローワーク

# 京都人材銀行

京都人材銀行は、40歳以上の管理職・技術職・専門職の  
あっ旋を専門に行うハローワークです。

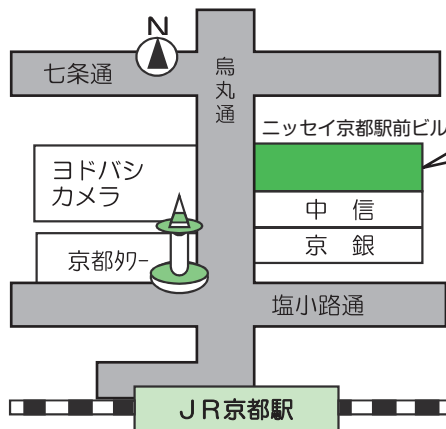


＊ お取り扱い対象年齢は  
40歳以上となります。

＊ 管理職(課長相当職以上)技術職、  
専門職のいずれかの職種が対象  
です。(技能職は対象外です)

ご存じですか?  
4つの特長!

- その1 : 管理職・技術職・専門職の経験者確保に最適です!
- その2 : 求職登録者の情報を検索・閲覧いただくことができます!
- その3 : 応募者の職歴をご覧いただいた上で面接の可否判断ができます!
- その4 : ハローワークの機関ですのでご利用はすべて無料です!



〒600-8216

京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町735-5  
ニッセイ京都駅前ビル(8階)

● **京都人材銀行** (ハローワーク西陣)

当ビルには**駐車場・  
駐輪場**がありません  
ので、公共交通機関  
をご利用ください。

TEL (075) 361-8609

FAX (075) 361-8612

<http://www.kyoto-jingin.go.jp>

\* ホームページに最新の求職者情報を掲載しています(毎日更新中!)

\* 求人申込用紙がホームページからダウンロードできます!

★現在、京都人材銀行では特に**管理職の求人**が不足しています!

★課長、部長、所長、支店長、工場長、支配人、マネージャー、スーパーバイザーなどの  
欠員や増員計画がございましたら、是非京都人材銀行にご相談ください!

スタッフ一同ご利用をお待ちしております!



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク

(事業主の方へ)

## 平成25年12月1日以降

# 雇用調整助成金

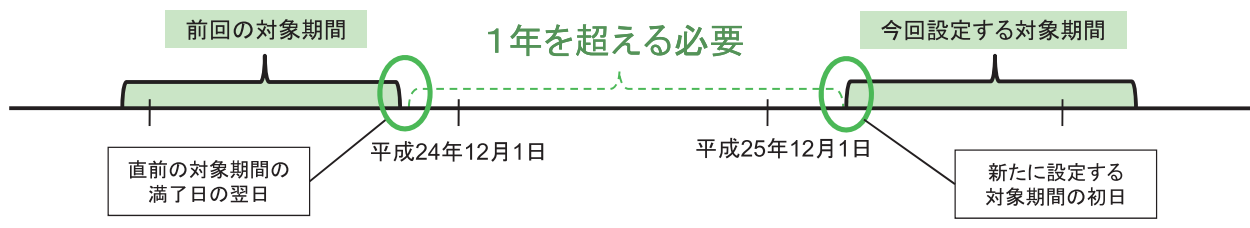
の支給要件などを  
変更する予定です。

雇用調整助成金は、平成25年12月1日以降、下記のように内容の一部が変更になります。  
現在受給中、または今後ご利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

### ① クーリング期間制度の実施

対象期間の初日を平成25年12月1日以降に設定する場合から

過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていることが必要になります。



### ② 休業規模要件の設置

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

判定基礎期間における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数が、対象被保険者に係る所定労働延日数の **大企業：1/15以上** } の場合のみ助成対象となります。  
**中小企業：1/20以上**

### ③ 特例短時間休業の廃止

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

短時間休業のうち、特定の労働者のみに短時間休業をさせる「特例短時間休業」については、助成対象外となります。

\* 事業所（対象被保険者全員）での一斉の短時間休業は、引き続き助成の対象です。

### ④ 教育訓練の見直し

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

教育訓練の助成額の変更のほか、教育訓練について見直しを行っています。

※詳しくは次頁参照

(次頁に続く)

お問い合わせ先：京都労働局助成金センター ☎ 075-241-3269 又は 最寄りのハローワークへ

## ④-1 教育訓練の助成額の変更

●教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現行	平成25年12月1日以降の判定基礎期間から
(事業所外訓練) 大企業 : 2,000円 中小企業 : 3,000円	一律で <b>1,200円</b> ・大企業/中小企業 } は問いません ・訓練の事業所内/外
(事業所内訓練) 大企業 : 1,000円 中小企業 : 1,500円	

## ④-2 教育訓練日の業務不可

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

教育訓練のうち、受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成対象外となります。

## ④-3 事業所外訓練における半日訓練の新設

●教育訓練における事業所外訓練の取り扱いを次のように変更します。

現行	平成25年12月1日以降の判定基礎期間から
(事業所内訓練) 全一日訓練または半日訓練 (3時間以上所定労働時間未満)が可能	事業所内訓練、事業所外訓練ともに <b>全一日訓練 または 半日訓練 (3時間以上所定労働時間未満)</b> が可能 ※半日訓練の場合、上記④-2により、当日の残りの時間帯に業務に就かせることはできませんが、休業することは可能です。
(事業所外訓練) 全一日訓練(3時間以上)のみが可能	

## ④-4 教育訓練の判断基準の見直し

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

助成対象とならない教育訓練の判断基準について、現行の①～⑨に⑩～⑭が追加されます。

### 助成金の対象とならない教育訓練

①	その企業において通常教育カリキュラムに位置づけられているもの
②	法令で義務づけられているもの
③	転職や再就職の準備のためのもの
④	教育訓練科目や職種などの内容に関する知識または技能、実務経験、経歴を持つ指導員または講師*により行われるものでないもの ※資格の有無は問いません
⑤	指導員または講師が不在のまま自習(ビデオやDVD等の視聴を含む)を行うもの
⑥	通常の生産ラインで実施するもの、または教育訓練過程で生産されたものを販売する場合
⑦	過去に行った教育訓練を、同一の労働者に実施する場合
⑧	海外で行うもの
⑨	外国人技能実習生に対して実施するもの
⑩	職業に関する知識、技能又は技術の習得又は向上を目的としないもの (例) 意識改革研修、モラル向上研修、寺社での座禅 等
⑪	職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの (例) 接遇・マナー講習、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修 等
⑫	趣味・教養を身につけることを目的とするもの (例) 日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室 等
⑬	実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの (例) 講演会、研究発表会、学会 等
⑭	通常の事業活動として遂行されることが適当なもの (例) 自社の商品知識研修、QCサークル 等

お問い合わせ先：京都労働局助成金センター ☎ 075-241-3269 又は 最寄りのハローワークへ

## 事業主のみなさまへ

# 労働保険の成立手続はお済みですか

### ◇11月は「労働保険適用促進強化期間」です◇

労働保険とは、労災保険と雇用保険の2つを併せた保険のことを言います。

**労働保険とは、労働（通勤）災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行うことにより労働者の福祉の増進を図る制度です。**

労働保険は政府が管理、運営している強制保険で、原則として、労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となり、事業主は成立手続（加入手続）を行わなければなりません。このため、**未加入の事業主の方**は、次の点にご留意ください。

- 再三の加入勧奨・手続指導にもかかわらず、自主的に成立手続を行わない場合は、最終的な手段として職権による成立手続及び保険料の認定決定が行なわれます。
- 事業主が成立手続を行わない期間中に労働災害が発生した場合、遡って保険料を徴収される他、給付に要した費用の全部または一部を費用徴収されます。

## 平成25年度 労働保険大会が開催されます

日時	平成25年11月21日（木）	午後2時30分開会
場所	京都 Brighton ホテル	「慶祥」の間
主催	京都府労働保険事務組合連合会	
内容	①表彰 功労役員 優良職員 優良事務組合 優良委託事業場 ②講演 「労働力の流動化」を巡って 元厚生労働省職業安定局長 高橋 満氏	

お問い合わせ先：京都労働局労働保険徴収課 ☎075-241-3213



中小事業主、運送業・建設業の一人親方、海外派遣者など  
労災保険に特別加入している皆さま、これから特別加入をお考えの皆さまへ

## 9月から労災保険の特別加入者の 給付基礎日額の選択の幅が広がりました！

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる人には、特別に任意加入を認めています。これが「特別加入制度」です。

特別加入できるのは、中小企業を経営する「中小事業主」、個人タクシーなど労働者を使用せず事業を行ういわゆる「一人親方」、海外に出向させる「海外派遣者」などです。

特別加入者に対する保険給付額は「給付基礎日額」によって算出します。

特別加入の場合、加入者本人が「給付基礎日額」を選択し、それに所定の保険料率をかけて算定された保険料を支払うことになっています。

**平成 25 年 9 月 1 日からは、「給付基礎日額」の選択の幅が広がりました。**

### [特別加入者の給付基礎日額]

9月1日から、新たに 22,000 円、24,000 円、25,000 円が選択できるようになりました。

	給付基礎日額				
従 来	3,500 円、 8,000 円、 16,000 円	4,000 円、 9,000 円、 18,000 円	5,000 円、 10,000 円、 20,000 円	6,000 円、 12,000 円	7,000 円、 14,000 円
今回追加の額	22,000 円	24,000 円	25,000 円		

#### ◆すでに特別加入している方

**来年度（平成 26 年度）から変更後の給付基礎日額が選択できます。**

給付基礎日額の変更を希望する場合は、年度末（平成 26 年 3 月 18 日～3 月 31 日）または労働保険の年度更新期間（平成 26 年 6 月 1 日～7 月 10 日）に手続きを行ってください。

#### ◆新規に加入する方

加入する時に、すべての給付基礎日額を選択できます。

お問い合わせ先：最寄りの労働基準監督署 又は 京都労働局労働保険徴収課 ☎ 075-241-3213

# 京都府 で働くすべての方へ。

## 確認しましょう！ 最低賃金

# 773 円

時間額

京都府のこれまでの最低賃金 759円から **14円アップ** ↑

**[発効日] 平成25年10月24日**

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

パートやアルバイトなどの  
雇用形態にも適用されます！

**必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。**

- 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

スマホ、携帯で調べよう！ 自分の賃金と比べよう！



お問い合わせ先：京都労働局賃金室 ☎ 075-241-3215 又は 最寄りの労働基準監督署へ

# 最低賃金制度とは？

POINT



働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

POINT

# 適用される対象者は？

働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

# 最低賃金額以上になっているかのチェック方法は？

POINT



支払われる賃金※と適用される最低賃金額を、以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

時間給  $\geq$  最低賃金額 (時間額)

(2) 日給の場合

日給  $\div$  1日平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額 (時間額)

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

日給  $\geq$  最低賃金額 (日額)

(3) 月給の場合

月給  $\div$  1か月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額 (時間額)

(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(1)、(3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。



# 京都府の雇用失業情勢

● 平成 25 年 9 月内容 ●

平成 25 年 10 月 29 日  
京都労働局職業安定部

平成 25 年 9 月の京都府における有効求人倍率(季節調整値)は、前月より 0.01 ポイント上昇し 0.93 倍となった。また、新規求人倍率(季節調整値)は、前月より 0.02 ポイント低下し 1.47 倍となった。正社員有効求人倍率(原数値)は 0.63 倍と前年同月より 0.08 ポイント上昇した。

有効求人数(季節調整値)は、47,595 人で前月に比べ 1.4% 増となり、有効求職者数(同)は、51,420 人で前月に比べ 0.9% 増となった。

(1) 有効求職者数(原数値)は、51,091 人で前年同月比 6.7% 減少した。

新規求職者数(原数値)は、11,826 人で前年同月比 3.5% 減少した。内訳は、一般が 7,960 人で同 2.6% 減、パートは 3,866 人で同 5.1% 減となった。新規常用求職者(パートを除く。)の構成比をみると、在職者 26.3%、離職者 61.5% (うち事業主都合 17.3%)、無業者 12.2% である。なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比 15.2% 減少している。

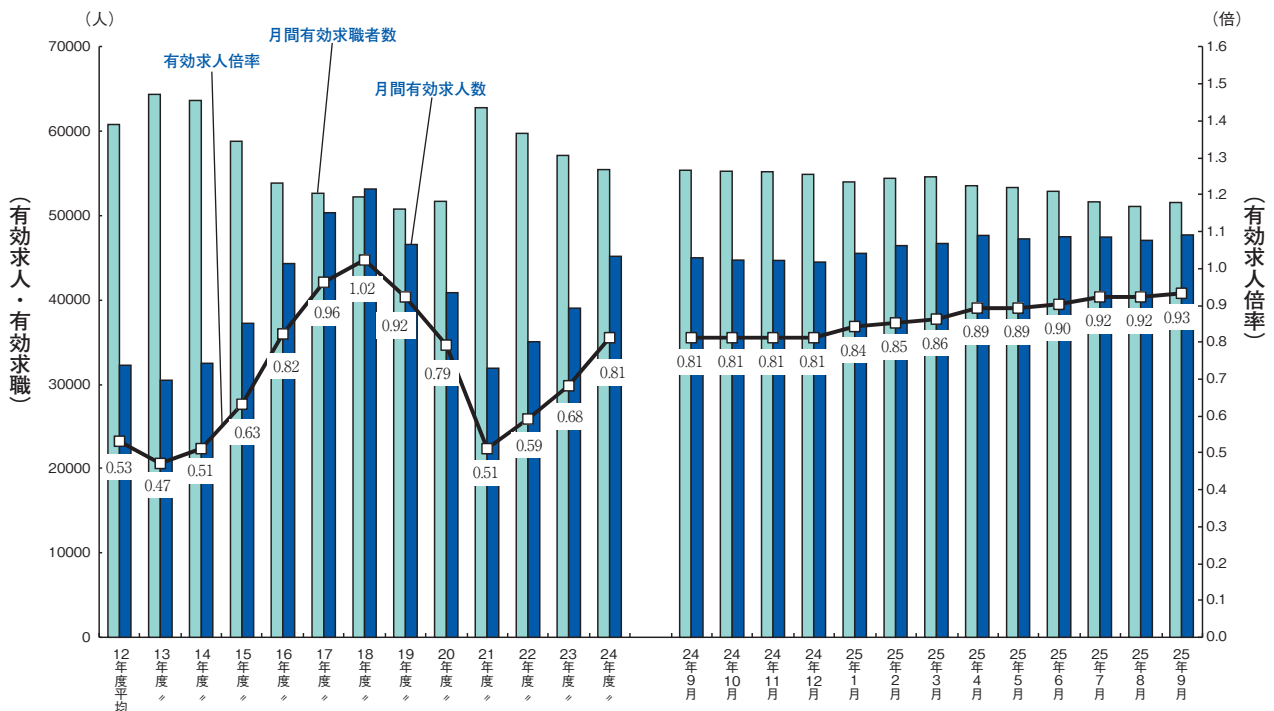
(2) 有効求人数(原数値)は、47,928 人で前年同月比 6.1% 増加した。

新規求人数(原数値)は、18,058 人で前年同月比 7.0% 増加した。内訳は一般が 10,366 人で同 6.0% 増、パートは 7,692 人で同 8.4% 増加した。新規求人数を主要産業別にみると、卸売業、小売業が前年同月比 21.8% 増、製造業が同 16.0% 増、建設業が同 6.9% 増、サービス業(他に分類されないもの)が同 3.1% 増、運輸業、郵便業が同 1.7% 増となった。

一方、宿泊業、飲食サービス業は前年同月比 22.9% 減、医療、福祉は同 5.8% 減となった。

(3) 就職件数は、3,765 件で前年同月比 0.5% 減少した。内訳は、一般が 2,074 件で同 1.2% 減、パートは 1,691 件で同 0.4% 増加した。雇用保険受給者の就職件数は、915 件で同 1.1% 増加した。

## 求人・求職・求人倍率の推移



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成 24 年 12 月以前の数値は、平成 25 年 1 月分公表時に新季節指数により改訂されている。